

平成17年(ク)455号

原審決定平成17年9月21日水戸地方裁判所土浦支部

決定要旨

請求人 櫻井昌司

請求人 杉山卓男

主 文

本件各抗告をいずれも棄却する。

理 由

第1章 検察官の抗告の趣意

論旨は、要するに、原決定が刑法435条6号にいう無罪を言い渡すべきことが明らかな証拠をあらたに発見したとして、請求人兩名との関係で再審を開始したことは失当であり、刑法447条2項の法意にも反するから、原決定を取り消し、請求人兩名の再審請求を棄却する旨の決定を求める、というのである。

第2章 当裁判所の判断

第1 事件の内容

被害者玉村象天（当時62歳）は、茨城県北相馬郡利根町大字布川2536番地所在の同人方において、独り暮らしをしていたところ、昭和42年8月30日午前7時5分ころ、同人方を訪ねてきた近所の住人により、同所で死亡しているところを発見され、その際、同人方では金品が物色されたと思われる痕跡が認められた。

請求人兩名は、捜査段階で、本件事件を自白し、同年12月28日、請求人ら兩名の共犯による強盗殺人事件として、水戸地方裁判所土浦支部に起訴され、そのほかの事件とともに併合審理された。請求人兩名は、第1回公判期日以降一貫して本件事件について全面的に否認したが、水戸地方裁判所土浦支部は、昭和45年10月6日、請求人兩名につき、有罪を認定し、それぞれ無期懲役に処するとの判決を

言い渡した。この判決は、東京高等裁判所の控訴棄却判決、最高裁判所の上告棄却決定を経て確定した。

第2 原決定の判断について

1 結論

請求人らが提出した新証拠には新規性、明白性が認められ、刑法435条6号の無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見した場合に該当するとして、再審開始を決定した原決定の判断は正当として是認することができる。

2 確定判決の証拠構造

確定判決が有罪を認定した根拠（証拠構造）は以下の2点である。

- (1)（証拠構造1）犯行に接着した時間帯と場所（被害者玉村方付近、栄橋付近、布佐駅、我孫子駅）において請求人らが目撃されていること
- (2)（証拠構造2）請求人らが捜査段階で自白しており、その自白が信用できること

3 新証拠の検討

今回提出された新証拠のうち、主なものは、以下のとおりである。いずれも、新規性が認められ、確定判決の証拠構造に動揺を与えるものである。なお、以下の、

- (1)、(4)、(5)は、今回の再審請求審において、検察官より新たに証拠開示された証拠である。

(1) 近隣の女性Aの捜査段階の供述調書

この新証拠は、犯行に接着した時間帯に被害者方前道路を自転車で通行し、その際、被害者方付近に男2人を目撃したことを捜査段階において供述するものである。Aは、バイクより遅い自転車で通りかかったものである上、被害者方に立ち寄ろうと目的意識を持っていたのであるから、その男らを意図的に観察したものと認められ、その男らの容貌・着衣等に関する供述は十分に信用できる。しかし、その供述

によれば、被害者方付近において目撃した男の容姿・着衣等は当時の請求人らのものとはかなり異なり、また、Aはかねて杉山と面識があったにもかかわらず、その目撃した男が杉山であるとは識別していない。この点は、被害者方付近にいた男らは請求人らであるとする目撃者Xの確定審における証言の信用性に重大な疑問を提起するものである。

(2) 千葉大学名誉教授木村康作成の意見書等

この新証拠は、殺害行為の方法及び順序に関するものであるが、請求人らの自供内容と実際の殺害行為の方法、順序が異なるとする鑑定等である。当審で実施した鑑定人高取健彦による鑑定の結果等を併せて検討すると、①扼頸が行われたかどうかは不明であるが、犯行に際して絞頸行為が行われた可能性は高いこと、②被害者の口腔内にパンツが押し込まれたのは、絞頸等の頸部圧迫行為によって被害者の意識がなくなった後のことと考えるのが相当であること、が認められる。これらの諸点は、被害者の口腔内にパンツを押し込んだ後に扼頸によって被害者を殺害した旨供述する請求人らの自白が客観的事実に反することを示すものである。

(3) 岐阜工業高等専門学校教授新井英明作成の「ガラス障子実験」報告書、東京理科大学工学部第2部教授直井英雄及び同助手河合直人作成のガラス戸の破損に関する鑑定書

この新証拠は、ガラス障子に関する衝撃実験等に基づく鑑定であるが、被害者方の8畳間と4畳間との間のガラス戸の上部2枚のガラスの破損等の原因が、人が足で蹴ったからではなく、同ガラス戸の下部に8畳間側からの外力が加わって変形を起こしたからであると考えられる、とするものである。これは、犯行後に犯行隠蔽工作としてガラス戸を外したとか、ガラス戸を足で蹴って破損させたなどという請求人らの自白が客観的事実に反すること示すものである。

(4) 茨城県警察本部刑事部鑑識課警察技師作成の鑑定書

この新証拠は、被害者の周辺で発見された毛髪はいずれも請求人らのものとは類似していないというものであり、請求人らの自白に裏付けがないことを示している。

(5) 櫻井の自白を録音した録音テープ

この新証拠は、録音テープに中断等が認められるというものであるが、昭和42年10月17日の櫻井の犯行状況に関する自白には取調官の誘導のあったことをうかがわせるものである。

4 新旧証拠を総合しての確定判決の検討

新旧証拠を総合して、確定判決における事実認定について合理的な疑いが生じているといえるかどうかを、各証拠構造に即して、検討する。

(1) 証拠構造1 (被害者方付近における目撃状況) について

請求人らを犯行に近接した時間と場所において目撃したという情況証拠の中でも最も重要な位置を占めるのは、請求人らを被害者方付近において目撃したというXの供述である。

Xは、8月28日の犯行当日、クリーニングの集配のためにバイクで家を出て、被害者方前道路を通って布佐に行き、その後再び被害者方前道路を通って家に帰ったというのであるが、往路において、請求人らを被害者方付近で目撃し、帰路においても、被害者方付近にいる不審な人物を目撃したと供述する。帰路の供述については、確定審の検証結果に反する供述があったり、その供述の変遷が激しく、確定審においても信用性に乏しいとされていた。しかし、往路の供述についても、請求人らが立っていたとする位置や請求人らと識別した状況等重要な部分に変遷が見られ、更に、その目撃供述には、通常目撃状況とは思われない不自然な点が認められる。

また、Xの当時の視認状況は、午後7時半頃という薄暗い時間帯に、時速約30キロメートルの速度でバイクで走行中、たまたまそこにいた人物をほんの一瞬目撃

したというものであり、決して良好とはいえず、相手方人物を見誤る可能性は十分にあった。

そして、新証拠であるAの供述は、前記のとおりであって、その視認状況はXよりも良く、信用できると考えられるが、その供述する相手方の容姿・着衣等は当時の請求人らのそれとは相当に異なっており、また杉山とは以前から面識があったにもかかわらず、それらの人物を杉山とは識別していない。この点は、このAの息子で、やはりそのころ自転車で被害者方付近を通りかかったBの初期供述も同様であって、その供述する内容は当時の請求人らの容姿等とは異なっており、また、Aと同様、杉山とは以前から面識があったにもかかわらず、それらの人物を杉山とは識別していない。

新旧証拠を総合すると、Xの供述の信用性には重大な疑問があるといわなければならない。

(2) 証拠構造2 (請求人らの自白) について

ア 自白の変遷について

請求人らの自白には、(ア) 犯行に至る経緯、(イ) 被害者の殺害状況、(ウ) 金品奪取等の状況、(エ) ガラス戸に関する犯行隠蔽工作、(オ) 逃走後の状況、等に著しい変遷があり、最終的にまとめられた検察官調書においても、請求人らそれぞれの自白の間には、顕著な相違点が認められる。

例えば、金品奪取等に関する供述の変遷には激しいものがあるが、櫻井が、犯行現場のロッカーを物色した状況について、当初ロッカーの鍵はもともとロッカーに刺したままになっていたのを開けたと供述したのに、その後その鍵を机の引き出しから発見し、それを使って開けたと供述を変えるなど、次々としかも不自然に供述を変遷させている。杉山についても、当初床下の箱の中に財布を発見したとしていたのに、その後、押入の布団の中から見つけたとこれも唐突に供述を変更させてい

る。奪った金種、金額やそれを請求人らの間で分配した状況についても、その供述は次々変更されてとらえどころがない。また、請求人らは逃走する際ガラス戸を外すという犯行隠蔽工作をしたというのであるが、その態様についての供述にも激しい変遷がある。このような工作をしたことを供述し始めるのは、自白後、相当取調べが進んでからのことであるが、犯行自体は認めながら、この点の供述が遅れた理由の合理的な説明はない。請求人らの供述は、その際の両名の立ち位置やガラス戸の外し方、ガラスが割れたときの状況等々について次々供述を変遷させるが、8畳間のガラス戸付近は床が落ち、そばには被害者の死体が横たわり、物が散乱しているのであって、そこでガラス戸を外せるような状況ではなかった。請求人らの供述はこのような現場の状況とはかけ離れたものであったために、請求人らは取調官から繰り返し追及されたと思われるが、実際に体験したことではないために、不自然な供述の変遷を重ねたものと考えられる。

イ 客観的事実との整合性等

請求人らの自白については、犯行そのもの及び犯行に直結する重要な部分で、客観的証拠と整合しない点が多く見られる。主要な点は、以下のとおりである。

(ア) 殺害状況について（その1）

新証拠によれば、本件殺害行為の過程で扼頸行為が行われたかどうかは不明であるものの絞頸行為が行われた可能性が高いことが明らかとなった。したがって、扼頸によって被害者を死亡させたのであり、絞頸行為には及んでいないように供述する請求人らの自白は客観的事実に反している可能性が高い。また、新証拠によれば、被害者の口腔内に押し込まれていたパンツは、頸部圧迫により意識が喪失したのちに押し込まれたものと判断されるが、この点も、先に被害者の口にパンツを押し込み、そののちに櫻井が扼頸行為に及んだ旨供述する請求人らの自白は、客観的事実に合致しないことを示している。

(イ) 殺害状況について (その2)

犯行現場の状況は、検証調書添付の写真等関係証拠によって明らかなように、床板は大きく落ち込み、畳も激しくゆがみ、その場には立っておれないような状況になっていた。犯人は、そのような中で、物色行為等に出たと思われるが、請求人らの供述は、その状況を語るものとしては余りにも迫真性にかけ、上記のような犯行現場の状況にはそぐわないものとなっている。

(ウ) 櫻井によるロッカー等の物色状況

犯行現場の状況からは、犯行現場の8畳間にあった上下2段のロッカーのうち、下のロッカーが物色されたのは、上のロッカーやそれに隣接する机が物色される前のことであったと解される。しかし、櫻井の物色状況に関する供述は、まず上のロッカーを物色し、その後下のロッカーを物色して、そこから金員を奪ったというものであり、明らかに上記の犯行現場の客観的状況に反している。

(エ) ガラス戸の状況について

新証拠によれば、8畳間と4畳間との間のガラス戸の上部2枚のガラスが破損するなどしたのは、人が足で蹴ったりしたからではなく、敷居にはめ込まれた同ガラス戸の下部に8畳間側から外力が加わって変形を起こしたためと考えられ、ガラス戸付近の床が激しく落ちているような現場の状況とも併せ考慮すれば、被害者と犯人が格闘する過程で被害者らの体重がガラス戸に掛かり、そのためにガラス戸の破損等が生じたと見るのが相当である。請求人らは、このガラス戸を、犯行後に、泥棒が入ったように工作するつもりで互いに協力して取り外したとかその時足で蹴飛ばしてガラスが割れたなどと供述するのであるが、この点でも、請求人らの供述は客観的状況に反している。

(オ) 指紋について

請求人らの指紋が1つとして検出されなかったということは、請求人らの犯人性

を否定する決定的な事実とはいえないとしても、その自白の信用性を疑わせる事情であることを否定できない。

(カ) 毛髪について

請求人らの毛髪に類似する毛髪が発見されなかったという遺留状況も請求人らの自白の信用性を疑わせる事情であることを否定できない。

ウ 秘密の暴露の不存在

請求人らの自白には、いわゆる秘密の暴露の存在を認めることができない。

(3) 請求人らの自白の信用性について (結論)

以上のとおり、請求人らの自白には到底無視することのできない顕著な変遷が認められるほか、犯行そのものや犯行に直結する重要な部分に客観的事実に反する供述が含まれている。秘密の暴露に当たる供述も認められない。請求人らは、いずれも、捜査段階で自白したが、当初の自白は、その後次々と変更されていくような不完全なものであった。そして、途中拘置支所に移監された際には、一旦本件犯行を否認しているのであり、再度警察署に身柄を移され、もとの警察官の取調べを受けるなどして、再び自白するに至ったものである。このような供述経過は、決して請求人らの自白の信用性を高めるものとはいえない。むしろ、再度、警察署に移監するなど請求人らを虚偽自白を誘発しやすい環境に置いたことには問題があったというべきである。

新旧証拠を総合すると、請求人らの自白には重大な疑問があり、その信用性は否定すべきものと判断される。

5 確定判決の事実認定について

新旧証拠を総合すると、(証拠構造1)のうち玉村方付近における目撃状況と(証拠構造2)の請求人らの自白の信用性についてはいずれも重大な疑問があり、これらの点で確定判決が示したとおりの判断を維持することはできない。そして、この

重要な2点において、確定判決の証拠構造が揺らいでいる以上、その余の点について判断するまでもなく（請求人らが被害者方以外の場所で目撃されているという点には、請求人らはこれらの場所を行動圏内とする者であるから、仮にそれらの場所で目撃されたとしても犯行との結びつきにおいては大した意味を持たない。）、本件事件につき請求人らを有罪とした確定判決の事実認定には合理的な疑いが生じているものといわなければならない。

6 原決定の判断について（検討の結論）

上記の新証拠が、確定審における審理中に提出されていたならば、請求人らを有罪と認定するには、合理的な疑いが生じていたというべきであり、無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとして、刑訴法435条6号、448条1項により、請求人兩名につき再審を開始するとした原決定の判断は正当である（原決定は刑訴法447条2項の法意に反するから取り消されるべきであるとの所論も理由がない。）。

第3 結論

検察官の本件各抗告はいずれも理由がないので棄却することとし、刑訴法426条1項により、主文のとおり決定する。

平成20年7月14日

東京高等裁判所第4刑事部

裁判長裁判官 門 野 博（かどのひろし）

裁判官 土 屋 哲 夫（つちやてつお）

裁判官 鬼 澤 友 直（おにざわともなお）